

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書
(概要)

意見の趣旨

1. 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「本件事故」という。)により生じた損害の賠償請求権については、民法上の消滅時効(民法第724条前段及び同法第167条第1項)及び除斥期間(民法第724条後段)の規定は適用せず、新たに時効期間を定めた特別措置法を、可能な限り早期に、遅くとも2013年(平成25年)末までに制定すべきである。
2. 前項の賠償請求権の時効期間については、「権利行使が可能となった時から10年間」という時効期間を定めた特別措置法を制定すべきである。その上で、同法施行後5年以内に、損害賠償の実施状況等を踏まえ、時効期間の更なる延長を含めた見直しを図るべきである。
3. 第1項の立法措置を講じる際、特に、本件事故に起因すると考えられる健康被害及び本件事故の放射能汚染等により事故から一定期間が経過した後、顕在化する損害については、その損害が明らかとなった時を、時効期間の起算点とすべきである。

●原紛センターへの申立ては一部にすぎない。

福島県における避難者(県内外)だけで、約15万人。
避難していない被害者、福島県外の被害者を含めると、100万人以上とも推定。

* 福島県の震災前の人口は、約200万人。

← 原紛センターに申立をしている件数は、7,090件(平成25年7月12日現在)。

●損害賠償請求を行っていない被害者が相当数存在している

例えば・・・

➡ 南相馬市: 仮払請求者7万1,612人中、本賠償未請求者6,101人。
浪江町: 意思能力の問題で、自分で請求することが困難な方が約900人。

3年で消滅時効が成立することになると・・・

●平成26年3月までに原紛センターへの申立てや訴訟提起が必要！！

➡ 準備のため(資料の準備、弁護士を探すなど)には、相当の時間が必要。
← 確実に平成26年3月に間に合わせるには、平成25年中から準備が必要！！？

●全ての被害者が申立て等した場合・・・原紛センター、裁判所が実際上対応困難！！

← 被害者は100万人以上とも推定。

●あと8ヶ月弱で、請求していない人を掘り起こすことは困難！！

← 被害者は数が多いだけでなく、全国に存在している。

！！混乱が生じることは必至！！

●東電が時効中断の対象としている被害者(=仮払い補償金受領者)

1. ダイレクトメール(DM)を受領できていない被害者、DMを受領したことを示せない被害者は、時効の不利益を被ってもやむを得ない?
2. DMを受領している被害者も、今後何年にわたって東電が債務承認をし続けるかは不明であり、また農地賠償等は未だ基準もない状態だが、東電の誠実な対応を信じるしかない?
3. 現状では避難指示の解除等の動静も不透明だが、こうしたことが判明してから賠償をしようとするのは、権利の上に眠る怠慢?

これらの被害者に、あと何年請求できるかは判りませんが、来年3月時点で東電が時効の主張をすることはないので立法は不要と言える?

●東電が時効中断の対象としていない被害者(=仮払い補償金非対象者)

1. 高線量に脅えながら生活する福島市民(28万人)が、先行する慰謝料等請求訴訟の結果、請求が認められたことから、来年3月以降に訴訟を提起しても、門前払いされて仕方ない?
2. 同じように避難していても、東電が仮払い補償金を支払った住民は時効による不利益を受けるべきではないが、それ仮払い補償金の対象区域外の住民は、3年以内に訴訟等を起さなければ門前払いされてやむを得ない?
3. 避難地域外の自治体が住民のために除染した場合に、その請求権も3年以内に請求しなければ門前払いにあってもやむを得ない?

これらの被害者は、来年3月までに訴訟等をしなければ門前払いにあっても請求できなくなってもやむを得ないと言える?

<必要な特別措置法の骨子>

